

市会議第 1 号

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 21 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例
京都市会定例会回数条例の一部を次のように改正する。
本則中「毎年，4 回」を「年 1 回」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
(平成 26 年の特例)
- 2 平成 26 年の京都市会定例会の回数は，本則の規定にかかわらず，年 2 回とする。

提案理由

通年議会の導入に伴い，定例会の回数を年 1 回とする必要があるので提案する。